

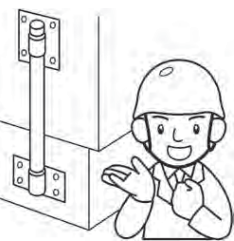
家族全員で “総” チェック!

家庭における 4 つの防災対策

家族全員が「避難場所」や、自宅にある非常持ち出し品の保管場所を即答できるでしょうか? ここでは、家庭における4つの防災対策をご紹介します。災害はいつ発生するかわかりません。自分や家族の命を救うため、この機会にチェックしましょう。詳しくは、生活安全課(内線429・431)へ。



チェック 1 自宅・室内



人は、睡眠を含めると人生の約半分の時間を自宅で過ごすと言われています。地震などの災害から命を守るためには、自宅はとても重要な存在です。市は、住宅の耐震診断などに対して補助を行っています=詳細は5面に掲載=。こうした制度を活用し、自宅の強度を確認。問題があれば補強などの対策を行いましょう。また、地震でタンスや食器棚などの大型家具が転倒し、人がその下敷きになって亡くなるケースは少なくありません。大型家具は、ツッパリ棒やL字金具などを使って天井や壁に固定したり、寝る場所の近くに置かないようにするなどし、室内の対策も進めましょう。

チェック 2 避難場所・避難所

地震が発生したら、屋外の「避難場所」に逃げましょう。この機会に家族全員で「避難場所」を確認しておきましょう。
*避難場所の種類/【①一時避難場所】自主防災組織(自治会)が選定する公園や空き地など 【②避難場所】全小・中学校の校庭 【③広域避難場所】大規模な公園(大垣、西、南、北、南一色、杭瀬川、三城、赤坂スポーツ)や大垣競輪場駐車場など ※①が危険なら②へ、②が危険なら③へ避難しましょう



避難が長時間になる場合は、市が屋内の「避難所」を開設しますので、状況に応じて適切な「避難所」へ避難しましょう。

チェック 3 避難方法

避難勧告や避難指示が発表されたら、以下の点に注意しながら、速やかに避難しましょう。ただし、浸水時の避難で、外に出て身の危険を感じる場合などは、無理をせずに、自宅や近くにある丈夫な建物の2階以上に逃げましょう。
▷避難前に、電気のブレーカーを落としガスの元栓を閉めましょう
▷単独の行動は危険です。自主防災組織(自治会)でまとまって行動しましょう
▷車での避難は、渋滞を招き、緊急車両の通行を妨げます。また、浸水時は、車が水没する危険もありますので、避難は徒歩でしてください



チェック 4 非常持ち出し品

非常持ち出し品は、下表のリストを参考に準備してください。荷物は、男性15kg・女性10kgを目安に必要な最小限とし、リュックサックに入れて保管しておきましょう。



非常持ち出し品リスト チェック欄↓

貴重品	現金(硬貨があると便利)、健康保険証、免許証、預金通帳、印鑑など	□
懐中電灯	できれば1人1つ。点灯することも要確認 ※電池ははずした状態で	□
携帯ラジオ	AMとFMの両方を受信できる防水タイプを ※電池ははずした状態で	□
電池	懐中電灯や携帯ラジオの種類にあわせて、予備も用意	□
非常食	火を使わなくてもいいものを3日分程度。割り箸や紙皿も必要	□
飲料水	無理せず持ち運べる程度。賞味期限には注意	□
救急医薬品	ばんそうこう、包帯、消毒薬、風邪薬など。持病のある人は常備薬も	□
衣類・雨具	上着、下着、雨具など。赤ちゃんがいる場合は紙おむつなども	□
軍手	ガレキの撤去や救助のために、厚手のものを	□
生活用品	タオル、ウエットティッシュ、ラップ、ロープ、ナイフ、ライターなど	□
ビニール袋	給水袋などいろいろな使い道があるため、大・小何種類かを用意	□

災害時要援護者台帳に登録しませんか?

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録しておくもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の地域における援護活動などに活用されます。自力での避難に心配がある人は登録をご検討ください。
*対象/市内で在宅生活し、災害発生時に本人や家族などによる避難が困難な人で、右表のいずれかに該当する人
*台帳の提供先/自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署



*申込/印鑑を持参して、下表の申込先(上石津・墨俣地域事務所も可)へ。または、申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入・押印のうえ、社会福祉課(〒503-8601 丸の内2-29)へ
*問合せ/社会福祉課(内線472・473)へ

対象者	申込先
65歳以上のひとり暮らしの人	高齢介護課
要介護1以上の介護認定を受けている人	高齢介護課
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人	社会福祉課
その他災害時に地域の援護が必要な人	社会福祉課

※この台帳に登録したから助けてもらえると思っても、災害発生時には「絶対」という言葉はありません。「自分の身は自分で守る」という心構えは、忘れずに

高めよう! 地域の防災力

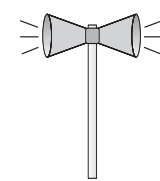
総合防災訓練



昨年の負傷者搬送訓練の様子

市民一人ひとりが災害への対応を身につけるとともに地域ぐるみで防災力を高めるため、毎年、総合防災訓練が行われています。今年の対象は、荒崎連合自治会の皆さんです。
*とき/8月25日(日) 午前8時~10時
*ところ/荒崎小学校
*内容/避難場所参集訓練、避難所開設・運営訓練(物資の運搬、救護、炊き出しなど)
*問合せ/生活安全課(内線429・431)へ

9/1は「防災の日」 防災無線とメールで啓発



9月1日は、大正12年9月1日に発生した関東大震災にちなんで「防災の日」です。市は、この日、防災行政無線で啓発を実施。また、「メール配信サービス」の「緊急災害情報」登録者に啓発メールを配信します。詳しくは、生活安全課(内線429・431)へ。

*対象/昭和56年5月31日以前に建築または着工のもの
*申込/建築課や上石津・墨俣地域事務所などで配布の申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し平日に同課(東庁舎2階、内線683・684)へ持参

区分	補助率など	募集戸数
木造住宅(地階を除き3階以下のもの。丸太組み構法や国認定プレハブ工法の住宅は除く)	耐震診断 無料 耐震補強設計 費用の3分の1以内(限度額10万円)	60戸(先着順) 若干(先着順)
木造住宅以外の建築物	耐震診断 診断経費と算定式による費用のいずれか少ない額の3分の2以内(限度額100万円)	若干(先着順)

耐震診断などの補助制度

電子メールで緊急情報を配信

【メール配信サービス】市の行政情報などを電子メールで登録者に提供する「メール配信サービス」。全23種類の中に「緊急災害情報」もありますので、ぜひ登録してください。詳しくは、生活安全課(内線429・431)へ。
*登録方法/[パソコン]市HP「メール配信サービス」から登録 【携帯電話】下のQRコードから読み取った登録用メールアドレス(t-ogaki@sg-m.jp)に空メールを送信。返信メールで案内されるページから登録



【緊急速報メール】NTTドコモ・KDDI(au)・ソフトバンクの「緊急速報メールサービス」対応の携帯電話には、災害時に避難勧告や避難指示などの緊急情報が一斉配信されます(事前の登録は原則不要)。

災害への備え 出前講座で再確認

市は、「かがやき出前講座」として、市職員や市民講師の派遣を行っています。防災分野では、「地震災害のはなし」、「災害図上演習~自分たちのまちを知ろう(DIG)~」などの講座がありますので、災害への備えを再確認しましょう。
*対象/市内在住・在勤・在学者10人以上で構成する団体・グループ
*申込/開催希望日の3週間前までに、市民活動推進課で配布する申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課(内線393)へ



災害図上演習(DIG)の様子

子どもの救命法を学ぶ 普通救命講習Ⅲ

*とき/9月14日(土) 午前9時~正午
*内容/新生児・乳児・小児に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、窒息の手段、止血法などを学ぶ



*ところ/大垣消防組合消防本部
*定員/30人(先着順)
*申込/9月11日までに、氏名・生年月日・性別・電話番号を同組合消防署(☎87-1514、FAX 87-1517、e-mail:naka@ogaki-syoubou.or.jp)へ

数十年に一度の危険な状況時に 特別警報が発表されます

大雨や暴風などにより災害が発生する可能性がある場合に、気象庁が発表する「警報」。この「警報」の基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害が発生する危険性が著しく高い場合に=右のイメージ図を参照=、気象庁は、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけることになりました。過去の例では、「東日本大震災」における津波や、観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風12号」の豪雨などが

この「特別警報」の対象に該当します。「数十年に一度しかない非常に危険な状況」を意味する「特別警報」が発表されたら、屋外の状況や避難勧告や避難指示を確認しながら、直ちに命を守る行動をとってください。
*運用開始/8月30日(金)の午前0時
*種類/大雨、暴風、暴風雪、大雪、地震動、火山現象、地面現象、津波、高潮、波浪
*問合せ/気象庁のホームページをご覧ください。か、岐阜地方気象台防災業務課(☎058-271-4108)へ

